

公 告

「武雄温泉駅観光交流センター運営基本計画等作成業務」について、公募型プロポーザル方式で委託業者の選定を行いますので、提出方法及び受付の期間を次のとおり公告します。

令和3年10月15日

武雄市長 小 松 政

1. 業務概要

(1) 発注機関名

武雄市営業部ハブ都市・新幹線課

(2) 業務名

武雄温泉駅観光交流センター運営基本計画等作成業務

(3) 業務内容

①武雄温泉駅在来線及び新幹線駅舎隣接観光交流センター運営基本計画作成業務

②武雄温泉駅在来線隣接観光交流センターデザイン、レイアウト等内装工事及び雨漏り対策工事等実施設計作成業務

③武雄温泉駅新幹線隣接観光交流センターデザイン、レイアウト等内装工事実施設計作成業務

④②、③の施工監理業務

(4) 対象施設

①施設名称 武雄温泉駅在来線及び新幹線駅舎隣接観光交流センター

②設計区分 在来線側：既存施設改修工事

新幹線側：新設施設2期工事

③延床面積 在来線側：228 m<sup>2</sup> 新幹線側：169 m<sup>2</sup>

④構 造 鉄筋造耐火建築

(5) 履行期間

①業務内容①～③

契約締結日から令和4年3月9日まで

②業務内容④

業務①～③の完了後、令和4年度上期（4月1日～8月31日）の期間にて実施予定

(6) 予算額

24,662千円（消費税及び地方消費税を含む）

2. 参加資格等

(1) 参加資格要件（必須条件）

プロポーザル参加資格は、次の条件を全て満たすこととする。

①令和3年度及び令和4年度入札参加資格審査申請書を武雄市に提出し、登録されていること。入札参加資格については、測量等若しくは物品・製造・庁舎維持管理業務委託等のいずれかに登録されていること。

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。

③本業務の参加表明書提出期限から開札日までの期間中、佐賀県及び県内市町の委託業務にかかる指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

④本業務の優先交渉権者の決定までの間に会社更生法及び民事再生法並びに破産法の規定に基づく申し立てがなされていないこと。

⑤委託候補者として選定された場合、委託期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、業務実施体制編成表に記載した管理技術者その他の技術者を確実に配置できること。

⑥建築担当技術者及び施工監理技術者は、参加希望者もしくは協力者（協力事務所※下記（2）参照）の中において公告日時点において3か月以上の常勤である一級建築士の資格を有する者でなければならない。

## （2）協力者（協力事務所）

本業務に関する専門分野について、協力者（協力事務所）を加えることができる。ただし、この協力者（協力事務所）となったものは、本業務が完了するまで責任を持って関わる意思と能力を持つものであること。また、契約締結後、提案書に記載した技術者を確実に本業務に従事させること。また、この協力者（協力事務所）となった者及びその者の所属する事務所等は、(1)の資格要件に関わらず、本プロポーザルにおける参加資格を有せず、重ねて協力者（協力事務所）となることはできない。

## 3. 参加表明の手続き

（1）参加希望者は、下記の書類を4に定める提出期限までに提出しなければならない。

①参加表明書【様式1】

②誓約書【様式2】

③業務実施体制編成表【様式3】

④技術者経歴表【様式4】

⑤協力者（協力事務所）名簿【様式5】

⑥類似事業実績書【様式6】

（2）提出期限までに参加表明書を提出しない者、又は参加資格がない者は参加することができない。

（3）参加者希望者数が5を超える場合は、参加表明の手続き書類により、書類選考によって選定委員会（プレゼンテーション）の対象者を絞り込むことがある。

## 4. 参加表明の提出期間等

（1）提出期限：公告日から令和3年11月5日（金）午後5時（必着）まで

（2）提出場所：武雄市営業部ハブ都市・新幹線課

（3）提出方法：持参、郵送にて提出すること。担当者に受領したことを必ず確認すること。

また、提出資料についてはEメール（hub@city.takeo.lg.jp）にてPDFデータでも提出すること。ただし、提出する場合は事務局に対し電話（0954-23-9160）でEメール着信の確認を行うこと。

(4) 提出部数：正本1部、副本9部

## 5. 提案書等の受付

(1) 参加表明者は、下記の書類を6に定める提出期限までに提出しなければならない。

①提案提出書【様式9】

②プレゼンテーション説明者一覧表【様式10】

③提案書①【様式11】

④提案書②【様式12】

⑤運営計画見積書【任意様式】

⑥必要備品一覧見積書【任意様式】

(2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者、又は参加資格がない者は参加することができない。

## 6. 提案書等の提出期間等

(1) 提出期限：令和3年11月17日（水）午後5時（必着）まで

(2) 提出場所：武雄市営業部ハブ都市・新幹線課

(3) 提出方法：持参、郵送にて提出すること。担当者に受領したことを必ず確認すること。

また、提出資料についてはEメール（hub@city.takeo.lg.jp）にてPDFデータでも提出すること。ただし、提出する場合は事務局に対し電話（0954-23-9160）でEメール着信の確認を行うこと。

(4) 提出部数：正本1部、副本9部

## 7. プレゼンテーションの実施方法

(1) 開催日：令和3年11月24日（水）～26日（金）のいずれかの予定

※日時、場所等については、別途通知する。

(2) 持ち時間：15分 ※説明終了後、10分程度の質疑応答時間を設ける。

(3) 注意事項：提出書類【様式1～12】、運営計画見積書【任意様式】及び・必要備品一覧見積書【任意様式】をもとに説明すること。それ以外の資料は使用しないこと。

(4) 説明者：4名以内とする。

## 8. 評価結果の公表及び通知等

(1) 評価結果の公表

ハブ都市・新幹線課において、選定委員会による審査講評を公表する。

(2) 評価結果の説明

プレゼンテーション参加者は、評価結果について通知日から起算して5日以内（市の閉庁日を除く。）にハブ都市・新幹線課に説明を求めることができる。

(3) 評価結果の通知

最も適した提案者を選定し通知を行う。また、選定した者と契約額等の協議成立後、随意契約を締結する。選定されなかった者に対しても、通知を行う。

## 9. その他

- (1) 提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 全ての提案書は返却しない。
- (3) 本プロポーザルに係る情報開示請求があった場合は、武雄市情報公開条例に基づき提案書等を公開する場合がある。
- (4) 提出期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (5) 提案者が1者であっても本プロポーザルは実施し、審査の結果業務を適切に実施できると判断された場合には、当該提案者を優先交渉権者とする。
- (6) 提案書等の内容により、必要に応じて市が内容の説明又は資料の追加提出を求める場合がある。
- (7) 提案書等を提出しなかった者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはないものとする。
- (8) 審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けない。
- (9) 各手続きや問い合わせ等に可能な時間帯は、9時から17時までとし、土曜日、日曜日及び祝日は除くものとする。
- (10) 優先交渉権者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定したものであり、地方自治法及び同法施行令に基づく契約手続きの完了までは、市との契約関係を生じるものではない。
- (11) 契約締結にあたっては、選定された提案書等をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、当初予定の業務内容、規模及び金額等について、双方確認の上、変更する場合がある。
- (12) この公告にない事項については実施要領及び提出書類作成要領等を参照すること。なお、不明な点は所定の様式により質問することができる。

## 10. 問い合わせ先

武雄市営業部ハブ都市・新幹線課

住 所：〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和12番地10

電話番号 0954-23-9160

Eメール：hub@city.takeo.lg.jp